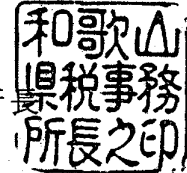




和 県 税 第 3 号
平成 2 1 年 4 月 1 日

各 位

和歌山県税事務所



不動産取得税の徴収猶予申請について（お知らせ）

不動産取得税の徴収猶予申請について、従来は確認通知書等の添付が必要でしたが今般、下記のとおり徴収猶予ができることとなりましたのでお知らせします。

なお、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

記

- 1 宅地分譲する事業者で、取得した土地の全部について、土地付き住宅の販売又は住宅建築条件付き分譲を行う場合は、徴収猶予が可能となります。
- 2 建築条件がない場合や建築条件がついている場合でも、建築条件が外せる場合は、徴収猶予が出来ません。
- 3 徴収猶予の承認を受けた後に転売した等、徴収猶予条件に該当しなくなった場合は、取り消すこととなります。
- 4 徴収猶予申請の申請期限は、当該納税通知書の納期限までですのでご注意ください。

お問い合わせ先

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1南別館5階
和歌山県税事務所不動産取得税課

TEL 073-441-3400

【参考】 宅建業者に対する説明用資料

平成21年4月

宅地建物取引業者の不動産取得税について

【住宅用土地にかかる不動産取得税の徴収猶予申請】については、下記により、提出願います。
なお、適用を受けるような物件を取得した場合は、その都度速やかに管轄の県税事務所までご相談ください。

【住宅用土地にかかる不動産取得税の徴収猶予申請】

◎納期限までに提出してください。

| | 提出書類 | 留意事項 |
|---|----------------------------------|---------------------------------------|
| 1 | 不動産取得税申告書 | 取得時の土地のみ記載（1枚） 取得登記時の地番・地目・地積の状態提出 |
| 2 | 徴収猶予申請書 | 規則別記第1号の3様式その3 納税番号ごとに提出 |
| 3 | 土地取得時の売買契約書 | 写し |
| 4 | 建築確認通知書 | 交付され次第速やかに写しを提出すること |
| 5 | 土地分譲全体の概要のわかる図面 | 区画図等 |
| 6 | 建築確認許可申請の添付図面と同程度の平面図 | 延床面積の確認ができるもの |
| 7 | 土地付き住宅の販売又は住宅建築条件付き分譲であることのわかるもの | 契約書のひな型等 |
| 8 | 事業計画書 | 住宅の建設時期等のわかるもの |
| 9 | 分筆・合筆及び地目変更の経過が確認できるもの | 地積測量図、登記申請書の控等 |

※物件によりましては、さらに提出書類が必要な場合があります。